

救急体制の拡充整備事業

<事業の概要>

救急隊の高度な救急救命処置による救命効果の向上を目指して、救急ワークステーションを救急救命士及び救急隊員の教育拠点として機能させるとともに、救急隊員への医師による指示・指導・助言、救急活動の事後検証、訓練、病院実習など、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。

救急隊員の資格



救急隊員

5年又は2,000時間以上の救急現場経験を経た救急隊員が、7か月の学校研修を終え、国家試験に合格

救急救命士

・病院実習
(処置室において1症例以上の薬剤投与を実施)

薬剤投与認定救急救命士

・病院実習
(手術室において30症例以上の気管挿管を実施)

気管挿管・薬剤投与認定救急救命士

・ビデオ喉頭鏡講習を修了
(消防学校において7時間以上の講習)
・病院実習
(手術室において2症例以上のビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管を実施)

ビデオ挿管・薬剤投与認定救急救命士

・拡大2行為(心肺停止前の重度傷病者への静脈路確保、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与)の講習を修了
(消防学校において24時間以上の講習)

ビデオ挿管・薬剤投与・拡大2行為認定救急救命士

メディカルコントロール体制

メディカルコントロールとは、救急現場において、本来医師が行うべき救命行為を救急救命士や救急隊員が行うことを明確にし、それらの医療行為は、救命率や予後の向上のためにその質を保証されなくてはならないことから、医師(医療側)が救急隊員の教育やリアルタイムでの指示・指導・助言、行われた医療行為についての事後検証等について、積極的に監修することを意味する。

これを実施するために構築されたのが、メディカルコントロール体制であり、医師、行政機関、消防機関等で構成されたメディカルコントロール協議会のもと、その体制の3つの柱である「指示・指導・助言」「事後検証」「再教育」を充実する。

1 「指示・指導・助言」

救急出動から医療機関へ患者を搬送するまで、救急隊が24時間体制でいつでも救急専門の医師などに指示や指導、助言を迅速に求める。

2 「事後検証」

救急隊が実施した活動を振り返り、その医学的な判断と処置が正しかったかについて、事後検証を医師によって行う。そして、その評価から、知識と技術の更なる向上を図るために、救急隊は訓練などを行う。

3 「再教育」

救急救命士の資格を取得した後、定期的に医療機関での病院実習を行う。

メディカルコントロール体制

メディカルコントロール協議会

医師・行政機関・消防機関等

医師の指示・助言体制



- ・特定行為の指示
- ・処置の指示・助言
- ・病院選定への助言

再教育体制の整備



- ・病院実習の実施
- ・救急救命士の再教育の実施
- ・マニュアルの策定

事後検証の実施



- ・救急活動記録票の検討
- ・救急救命処置の効果検証
- ・症例検討会の実施